

普代村会計年度任用職員募集要項

令和2年5月1日採用の会計年度任用職員を下記のとおり募集します！

1 受付期間

令和2年4月10日（金）～令和2年4月24日（金）

※ 受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ 郵便で送付のものは、令和2年4月24日（金）必着

2 募集人数等

職種	職務内容	募集人数	勤務日数 勤務時間数	勤務場所	給料（報酬）額 基礎額～上限額	提出先
一般事務補助	一般行政事務補助 （データ入力、窓口 対応、電話対応等）	1人	週5日（月～金） 週35時間 1日7時間	役場 庁舎	月額133,135円～ 156,438円	役場 総務課
学校支援員 （小学校）	特別支援学級等の 支援業務	1人	週5日（月～金） 週35時間 1日7時間	普代 小学校	月額133,135円～ 156,438円	教育 委員会
歯科衛生士	歯科診療補助全般	1人	週5日（月～金） 週38時間45分 1日7時間45分	歯科 診療所	月額152,300円～ 198,200円	診療所

※ 記載されている内容は、状況等に応じ、変更となる場合があります。

3 受験資格

年齢等	資格・免許等
年齢・学歴は問いません。	① パソコンの基本操作（ワード・エクセルなど）ができる人 ② 普通自動車運転免許がある人

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・普代村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又はこれに加入した者

4 受験手続

(1) 申込用紙の請求

ア 直接請求

普代村役場総務課で配布します。

また、普代村ホームページからダウンロードできます。

イ 郵便請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込請求」と

朱書きし、140 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（A 4 判サイズ）を同封のうえ、普代村役場総務課に請求してください。

(2) 受験の申し込み

ア 申込用紙に必要事項を記入して、各所属に提出してください。

イ 申し込みの際には、申込書の所定の箇所に写真を必ず貼ってください。

ウ 郵便で申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。

5 試験の日時及び場所

試験日	場所
令和2年4月27日（月）から 令和2年4月30日（木）のいずれかの日	場所等詳細については、後日連絡します。

6 試験の方法及び内容

書類審査	提出された普代村会計年度任用職員採用試験申込書をもとに、仕事に対する意欲、適正、文章力等を審査します。
人物試験	主として人物、識見、公務員としての適格性、対人関係能力及び一般的な知識や教養等みるため、個別面接を行います。

7 その他

(1) 試験の合否については、受験者全員に通知します。

(2) 採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため健康診断を受診し、その結果を村に提出してください。

(3) 採用決定後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(4) 令和2年4月1日施行の地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、採用後1箇月間を良好な成績で勤務したとき会計年度任用職員として正式採用となります。

8 勤務条件等

(1) 任用期間

1 会計年度内（採用の日から最長で令和3年3月31日まで）

(2) 勤務時間

月曜日から金曜日までの午前8時半～午後5時15分までの間で職種に応じて勤務時間が割り振られます。なお、職種によっては、土日勤務や早番・遅番、宿日直などの勤務がある場合もあります。

(3) 給与

ア 給料（報酬）

4 採用予定人数等参照

イ 手当等

○期末手当

・基準日（6月1日、12月1日）において任用期間が6か月以上で、週の勤務

時間が15時間30分以上の要件を満たす場合に支給

・6月期・12月期いずれも1.3月分（※令和2年度6月期は、0.39月分）

○通勤手当

常勤職員に準じて支給

○退職手当

フルタイム勤務者が6か月を超える勤務をした場合に支給

(4) 社会保険等

勤務条件により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険が適用されます。

フルタイム勤務者が1年を超える勤務をした場合には、共済組合保険が適用されます。

(5) 休暇

年次休暇（1年で最大20日）、病気休暇、特別休暇

(6) 服務

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。

10 お問い合わせ先

〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村9-13-2 普代村総務課庶務企画係

電話 0194-35-2111 内線 113 mail f-soumu@vill.fudai.iwate.jp